

新しい学習指導要領のねらい

The aim of new Course of Study

学習指導要領は昭和22年に初めて試案として公表されて以降、7回全面改定を行っている。改訂の歴史を振り返ると経験主義教育と系統主義教育という2つの大きな潮流があり、現在は系統主義教育を基調としながら経験主義教育で中心となっていた問題解決を取り入れたものとなっている。これは、「生きる力」を理念とした現行学習指導要領で総合的な学習の時間を創設し、基礎・基本の徹底と個性の伸長を調和させる教育課程の仕組みを整えたことで完成したといえる。しかし、現行学習指導要領下ではその理念を十分には実現できなかった。新学習指導要領では、21世紀社会は知識基盤社会化が進み、ますます「生きる力」が必要となると考えられることからこの理念を再び掲げることにしたが、その際、「知的活動（論理や思考）の基盤」と「コミュニケーションや感性・情緒の基盤」となる言語の役割に着目して新たに言語活動の充実を提案し「生きる力」をはぐくむことを目指したのである。さらに改正教育基本法等から要請された「伝統や文化」に関する教育の充実と、これまでも課題であり続けた「道徳教育の充実」なども新学習指導要領の重要ポイントとなっている。これは改訂の度に求められてきたものでもある。教育は社会の維持発展を担う役割を持つことから、共同体の文化や伝統を学ぶとともに、道徳で共通の価値を学ぶことを求めるのであろう。これらのねらいをよりよく実現するためには、知識や概念の活用や、自国と他国の伝統や文化をバランスよく学ぶことや、規範意識を育てるために法の「ルール」という側面と状況に応じてつくりかえるという側面を学ぶ必要があると考える。



The course of study was first published as a tentative draft in 1947, and since then there have been seven full revisions. The history of revisions represents two main streams of thought; experiential education and a systematic education. The current Course of Study is based on systematic education, but it incorporates problem solving methods mainly adopted from experiential education. It is directed by the primary objective of developing "a zest for living", and was completed by preparing a curriculum scheme to harmonize the thoroughness of basis and fundamentals, with the enhancement of individuality. However, these objectives could not be achieved under the current Course of Study. The new Course of Study again adopted these objectives, because developing "a zest for living" will be needed more even amidst the 21st century, when a knowledge-oriented society is realized. It also aims to nurture "a zest for living", by focusing on linguistic roles as providing the foundation of "intellectual activities (logic and cogitation)" and "communication and sensitivity/sensibility", and to emphasize the importance of boosting linguistic capabilities in realizing that objective. Moreover, in line with the spirit of the revised Fundamental Law of Education, enhancement of education on "tradition and culture" and "moral education", which had always been an issue, are the important factors in the new Course of Study. These were elements whose incorporation was long considered necessary. As education is a basis for preservation and advancement of society, learning the culture and tradition of the community, as well as acquiring common values through moral education are considered essential. In order to realize these effectively, I think that we must utilize knowledge and concepts, embark on well-balanced study of our own and other countries' traditions and cultures, and also learn the rules of law on one hand, while acquiring adaptability on the other, to foster normative consciousness.

1 | はじめに

平成20年に小・中学校学習指導要領が改訂された。昭和22年に初めて学習指導要領が試案として公表されて以降、これまで全面改定は昭和26年、33年、43年・44年、52年、平成元年、平成10年に行われ、今次学習指導要領改訂は7回目となる。

そもそも学習指導要領は教育理念を実現するために学校でどのような内容を取り上げて指導を行うかを具体的に示すものである。それを改訂するということは、社会の変化とともにさまざまな教育課題が出現してくるため、それに対応できる児童生徒の育成が図れるように教育内容を改善するということである。

そこで本稿では、義務教育を中心に、まず社会の変化に対応して学習指導要領はどのように改訂されてきたのか、その歴史を振り返り、わが国の学校教育の大きな流れを掴むことから始めることにしたい。この作業にあたっては、安彦忠彦氏が第二次世界大戦後に行われたわが国の学習指導要領改訂の特色をまとめたもの¹と、学習指導要領の解説に資料として示された「学習指導要領等の改訂の経過」²をもとに整理する。そして、その後、今次学習指導要領改訂では何を課題としてきたのか、また、それを改善するためにどのような改善方針を立て、新たにどのような学習指導要領を作成したのかを見てゆきたい。そして、最後に新学習指導要領をよりよく実施するためにその内容を批判的な視点から検討し、何に留意してゆけばよいかを提案することにした。

2 | これまでの学習指導要領改訂の歴史を振り返る

それでは、昭和22年の学習指導要領試案および昭和26年、33年、43年・44年、52年、平成元年、平成10年に行われた学習指導要領改定の概要について以下に述べる。

(1) 昭和22年の学習指導要領（試案）

最初の学習指導要領は試案という形で示された。その特色は、戦前の教育を転換し、経験主義を原理とする教

育を求めたことであった。経験主義教育では、児童生徒が活動を通して知識を学ぶという考え方に立っており、教師が児童生徒に知識を与えるというこれまでの指導観を大きく転換させるものであった。

このとき、経験主義教育の中心として注目されたのが社会科であった。焦土と化した日本を再建するという時代的要請を受け、社会科は平和で民主的な社会・国家の形成を担う市民・国民の育成を目指すために新たに設けられたのである。この社会科はアメリカのsocial studiesの影響を受けた広領域教科であり、また、問題解決学習を原理としていた。その他にも経験主義教育を展開するさまざまな仕組みが整えられていた。たとえば、児童がそれぞれの興味と能力に応じて自発的な活動を行う「自由研究」が設けられていた。さらに、戦前と比べ幾つかの特色がある。たとえば、小学校では家庭科を新たに設け男女に履修させるようにしたり、指導に弾力性を持たせるために各教科の授業時数を年間の総時数で表したりしている点である。

以上のような学習指導要領（試案）が作成されたが、この学習指導要領の意義は、経験主義教育をスタートさせたことである。しかし、戦後の教育改革を進めるために短時間でつくられたこともあり、完全な経験主義教育として実施できるものになっていなかったといわれる。

(2) 昭和26年の小・中学校学習指導要領（試案）改訂

昭和24年に教育課程に関して調査審議を行う教育課程審議会が文部省に設けられ、小学校家庭科の存否、毛筆習字の課程の扱い、自由研究の存否、総授業時数の改正、道徳教育の振興について答申が出された。

これを受けて、昭和26年に学習指導要領（試案）の全面改定が行われた。改訂の特色として、自由研究を発展的に解消させ、教科以外の活動として活動内容を例示したことや、道徳教育を学校教育のあらゆる機会に指導すべきものとしたこと、各教科の道徳教育の役割を明確にしたことなどをあげることができる。また、今日教育用語として定着している「教育課程」をこの改訂で初めて使用している。そして、教育課程は教科と学校行事等の

教科以外のものとの構成することになった。

この改訂の意義は、これによりほぼ完全な経験主義教育に沿った学習指導要領となったことである。こうして戦後日本の教育は経験主義教育を基本に展開することが明確になり、わが国の教育史の中でも特筆される時代となった。

（3）昭和33年の小・中学校学習指導要領改訂

昭和26年の改定学習指導要領（試案）は、わが国で経験主義教育を花開かせたが、当然それらに対する批判も数多くあった。たとえば、戦前には児童生徒が常識的に身に付けていたはずの知識が習得されていないといったものや、教科の系統性がおろそかにされているなどである。問題解決に役立つ知識を体系に即さず取り出して学習させる経験主義教育への厳しい批判であった。それに加えて、教科の授業時数の定め方も幅があったため、地域による学力差が目立ち基礎学力の充実が叫ばれるようになっていた。さらに、科学技術教育の振興が叫ばれるようになり理数教育の改善も要請された。現在と似たような状況が起きていたのである。

こうした課題や要請に対し、昭和33年に教育課程審議会から答申が出された。これを受け、学習指導要領が改訂された。この改訂の特色として、たとえば、経験主義教育の中心として問題解決学習を展開していた社会科を地理、歴史という系統性を持たせた内容に改善するとともに、基礎学力の充実のために国語、算数・数学の内容を充実させ授業時数を増加させたことがある。また、道徳の時間を特設して道徳教育の徹底を目指したことや、教科、道徳、特別活動の年間最低授業時数を明示し義務教育の水準の維持を図ったことがある。このように、国民教育として教育課程の最低基準を示すものとして学習指導要領を作成し公表したことにより、これまでの「試案」という語がなくなるとともに、学習指導要領は官報に「告示」されるものとなった。

この改訂の意義は、児童生徒が活動を通して知識を学ぶ経験主義教育から、学問や科学の知識を系統的・体系的に理解することを重視する系統主義教育へと転換させ

たことである。また、学習指導要領が教育課程の最低基準を示すという性格が与えられるとともに、「告示」という形式をとることになって法的拘束力があるものとされるようになったことである。

（4）昭和43年小学校学習指導要領改訂／昭和44年中学校学習指導要領改訂

昭和33年から40年にいたる間にわが国は大きく変わった。たとえば、この期間に東京大阪間で新幹線が開通したり、東京オリンピックを開催したりするなど第二次世界大戦の戦禍から再建を果たし経済の高度成長を実現した。そして、世界の経済大国として歩みをはじめたわが国は国際的な地位を向上させ国際社会に果たす役割が大きくなった。しかし、この期間に世界では教育に大きな影響を与えた出来事があった。いわゆるスプートニクショックと呼ばれるもので、旧ソビエト連邦が世界で初めて人工衛星打ち上げに成功したため、アメリカでは科学技術の遅れを取り戻すことが課題となったのである。当時、ブルーナーが著した『教育の過程』で述べられている科学の基本構造はどの段階の子どもにも教えることができるという仮説のもと、「教育内容の現代化」運動がはじまった。これはわが国の教育にも大きな影響を与えた。

こうした社会状況の中で昭和42年に教育課程審議会から答申が出され、基本的な知識や技能を習得させるとともに、健康や体力の増進を図り、正しい判断力や創造性、豊かな情操や強い意志の素地を養うことなどを目指して昭和43年に小学校学習指導要領が、1年遅れて中学校学習指導要領が改訂された。

この改訂の意義は、教育内容の現代化により子どもたちが学ぶ内容の質を高めたことである。しかし、内容が高度化したものの指導法の改善がすぐには追いつかなかったのか学習内容未消化の子どもたちの増加が目立つようになった。学校関係者でよく「七五三（シチゴサン）」と言うが、これは学習内容が分かっている子どもは小学校で7割、中学校で5割、高等学校で3割ではないかと自嘲気味に述べたものである。また学習内容の質だけでは

なく、その量も増加した。たとえば、中学校学習指導要領の社会科に示された内容事項はこの学習指導要領が最大であったのではなかろうか。これ以降、社会科は内容の精選の歴史となっていくのである。

(5) 昭和52年の小・中学校学習指導要領改訂

昭和40年代後半にわが国では高校進学率が90パーセント台に突入し、中等教育の量的拡大が進んだ。こうした中で、昭和51年に教育課程審議会ではわが国の教育の転換を図るべく答申が出された。ここでは、「人間性豊かな児童生徒を育てること」「ゆとりのあるしかも充実した学校生活を送れるようにすること」「国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視するとともに児童生徒の個性や能力に応じた教育が行われること」の3点を教育課程改善の重要な柱とした。

これを受けて学習指導要領は人間性を育てるための道徳教育を一層重視し、これまで知育に偏りすぎていたことを改善し、知・徳・体のバランスのとれた教育の実現を図ることを目指した。さらに学校生活をゆとりある充実したものにするため各教科の指導内容を精選するとともに、標準授業時数の削減を行っている。いわゆる「ゆとりと充実」がはじまったのである。

この改訂の意義は、「教育内容の現代化」の時代に教育内容の高度化と量的増大が相まって学習内容未消化の児童生徒が増加したことに対し、「教育の人間化」というアメリカの影響を受け、わが国の教育も知・徳・体の調和のとれた教育を目指すことになったことである。そして基礎的・基本的な事項を確実に身に付けることと個性の伸長を同時に求め、教育内容の精選と授業時数の削減を図り「ゆとりと充実」を学校に導入したのである。

(6) 平成元年の小・中学校学習指導要領改訂

昭和52年の学習指導要領改訂以降、情報化、国際化、価値観の多様化、核家族化、高齢化などが進展した。こうした社会の変化に対応する観点から教育内容の見直しが行われ、昭和62年に教育課程審議会答申が出された。そして、「豊かな心を持ち、たくましく生きる人間の育成を図ること」「自ら学ぶ意欲と社会の変化に対応できる能

力の育成を重視すること」「国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視し、個性を生かす教育の充実を図ること」「国際理解を深め、わが国の文化と伝統を尊重する態度の育成を重視すること」の4点を教育課程改善の重要な柱とした。

これを受けて学習指導要領は、道徳を中心として心豊かな人間の育成を図ることや、一人ひとりの個性を生かし社会の変化に主体的に対応できるように各教科において思考力、判断力、表現力と学習の仕方を身に付けさせることなどを重視して改訂が行われた。さらに、国際化に対応してわが国の文化と伝統を尊重する態度を養うことや、世界の文化や歴史についての理解を深め国際社会に生きる日本人としての資質を養うことを目指した。このため、たとえば、高校では社会科を地理歴史科と公民科に再編成し世界史が必修となった。

この改訂の意義は、この頃、いじめや不登校、校内暴力の増加など学校を取り巻く環境が大きく変わったことから、道徳教育の充実を一層図ったことである。また、新しい学力観として、学ぶ意欲と思考力、判断力、表現力を重視したことである。このことは、知識の体系をただ暗記させることに陥りがちであったこれまでの学習指導を転換させる方向が示されたことと評価すべきであろう。しかし、一方で、隔週学校五日制が導入され教育内容の精選が行われ学力に対する危惧が生じた。

(7) 平成10年の小・中学校学習指導要領改訂

平成8年に中央教育審議会から「21世紀を展望したわが国の教育の在り方について」の第一次答申が出され、[ゆとり]の中で[生きる力]をはぐくむことが提言された。[生きる力]とは「いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性」「たくましく生きるための健康や体力」によって構成されるとし、激しく変化する社会に主体的に対応できるように必要なものだと考えられた。これを踏まえ平成10年に教育課程審議会で答申が出

された。そして、「豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚の育成を重視すること」「多くの知識を一方向的に教え込む教育を転換し、子どもたちの自ら学び自ら考える力の育成を重視すること」「ゆとりのある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実を図ること」「各学校が創意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること」の4点を教育課程改善の重要な柱とした。

これを受けて学習指導要領は、これまで多くの知識を教え込むことになりがちであった教育の基調を転換し、児童生徒に自ら学び自ら考える力を育成することを重視した教育を行うことが必要との観点から、新たに総合的な学習の時間を創設した。また、「ゆとり」をもって考えることができるように教育内容の3分の1を「厳選」するとして全教科の内容の削減を図った。一方、中学校では「選択」教科の時間を増やし生徒の個性の伸長を図る仕組みを整えた。

この改訂の意義は、児童生徒がゆとりをもって学ぶことができるようにするため、教育内容を必要なものに限定しそれを確実に身に付けさせることを徹底したことである。しかし、完全学校週五日制実施の中で、これまでよりも各学年で授業時数を年間70単位時間削減させる一方で、総合的な学習の時間を創設し、さらに中学校では選択教科の時数を増加させ各必修教科の年間の授業時数を減少させるとともに、内容も時間数の減少以上に削減したため、改訂後すぐに学力低下をもたらすと批判を受けることになった。実際に各種調査から学力が低下したことが裏付けられ学力論争が起こった。

(8) 改訂の歴史を整理する

以上見てきた6回の全面改定を振り返るとわが国の学校教育の大きな流れが見えてくる。まず教育観に着目すると、昭和20年代は第二次世界大戦前の教育の反省から児童生徒一人ひとりを大切に個性重視路線が取られ、経験主義教育を基本に置いて問題解決学習を展開した時代であった。しかし、昭和33年の改訂学習指導要領では知識を系統的・体系的に学ぶなど基礎・基本を確実に身

に付けることに重点を置く系統主義教育に転換を果たし、以後の教育の基調になった。その後、教育内容の現代化も相まって知識重視の流れはますます強まったといえよう。しかし、昭和40年代から高校進学率の上昇など中等教育の量的拡大や、教育内容の量的増加と高度化により学習内容が未消化になった児童生徒が増加したこともあり、基礎・基本の徹底と個性の伸長の調和のとれた教育が求められ系統主義教育を基本としながら問題解決の手法を学習方法として積極的に取り入れる教育に修正した。そして、平成10年の学習指導要領改定で、総合的な学習の時間を創設し、基礎・基本の徹底と個性の伸長を調和させる教育課程の仕組みを整えることができたといえる。

次に教育内容に着目すると、改訂の中で常に求められてきたのは道徳教育の充実とわが国の文化と伝統を尊重する態度を養うことであった。教育は社会の維持発展を担う役割を持つ。その意味では道徳で価値的内容を学ぶことと、共同体の文化や伝統に関する内容を学ぶことが求められていると整理できる。

最後に社会状況の変化への対応という点に着目すると、その時々社会的課題を教育内容としてさまざまな教科に取り入れている。たとえば、公害問題や環境問題、消費者問題等であり、これらは多くの教科の学習内容となっている。

このように、これまでの改訂の歴史を振り返ると、その時々社会や児童生徒の状況から浮かび上がってきた教育課題の解決を目指しさまざまな改善が行われてきたことが分かる。それでは今次改訂ではどのような教育課題が見られたのだろうか。

3 | 今次改訂における教育課題

ここでは改訂の契機となる社会の変化や教育課題について、中央教育審議会答申で指摘されたものや各種調査で明らかになったものを取り上げ整理してみよう。

(1) 時代認識と児童生徒に身に付けさせるべき能力

児童生徒が現代社会を生き抜いていくためにはどのような能力を身に付けておかなければならないのだろうか。

学校教育で目指す児童生徒像を考えるためにはこの問いに答えなければならないだろう。また、そのためには現代社会がどのような状況にあるのかという時代認識を明確に持っていなければならない。

これについて中央教育審議会では次のような見解を示した³。すなわち、「21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる『知識基盤社会』(knowledge-based society)の時代」という認識である。そして、この「知識基盤社会」の特質として、「知識には国境がなく、グローバル化が一層進む」「知識は日進月歩であり、競争と技術革新が絶え間なく生まれる」「知識の進展は旧来のパラダイムの転換をとまなうことが多く、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断が一層重要になる」「性別や年齢を問わず参画することが促進される」という4点をあげている。さらに、知識基盤社会化やグローバル化の時代には、アイデアなどの知識や人材を巡る国際的な競争が起こるとともに、異文化・異文明との共存や国際協力の必要性が高まると述べている。そのうえで、こうした知識基盤社会化やグローバル化が進展する時代にこそ、基礎的・基本的な知識・技能の習得やそれらを活用して課題を見いだし解決するための思考力・判断力・表現力等が必要であるとし、これらの力こそ現行学習指導要領が教育理念としてかかげてきた「生きる力」だと結論づけている。

また、このような考え方は国際的にも共有されているという認識を中央教育審議会は示している。たとえば、経済協力開発機構(OECD)では、知識基盤社会を担う子どもたちに必要な力を「主要能力(キーコンピテンシー)」と定義している。この定義によると主要能力は、「さまざまな心理的・社会的なリソースを活用して、特定の文脈の中で複雑な課題に対応することができる力で…具体的には、①社会・文化的、技術的ツールを相互作用的に活用する力、②多様な社会グループにおける人間関係形成能力、③自立的に行動する能力」⁴という三つのカテゴリーで構成されているという。こうした「主要能力

(キーコンピテンシー)」という概念を設定して教育を行うEUの考え方の根底にあるのは、「知識を得て、スキルを習得し、それを有効利用するためにコンピテンスに変え」⁵ていくことで激しく変化する欧州社会に対応できると考えているのである。そして、中央教育審議会では、わが国がかかげた「生きる力」はこの「主要能力(キーコンピテンシー)」を先取りしたものだとしているのである。

(2) 各種調査結果から明らかになった教育課題

次に、各種調査結果から明らかになった課題について検討してみよう。まず国内調査では国立教育政策研究所が行った教育課程実施状況調査がある。平成に入って実施した小・中学校に関する調査は、平成5～7年度、平成13年度、平成15年度のものがある。これらの調査結果の傾向として、基礎的・基本的な知識・技能の習得は一定の成果があるものの、記述式の問題には課題があることが分かった⁶。

同じく国内調査ではマスコミで話題となった全国学力・学習状況調査が平成19年4月に実施された。これは、国語や算数・数学の知識・技能の定着と活用力を調査することをねらいとしたもので、調査結果から基礎的・基本的な知識・技能は概ね身に付いているが、知識・技能の活用については課題があることが明らかになった。

次に国際調査ではPISA調査が有名である。2003年と2006年に行われた調査結果からは、わが国の子どもたちは「読解力や記述式問題に課題があること」「PISA調査の読解力の習熟度レベル別の生徒の割合において、前回調査(2000年)と比較して、成績中位層が減り、低位層が増加しているなど成績分布の分散が拡大している」⁷ことが明らかになった。いわゆる2極化が進んでいるのだ。さらに、2006年の調査結果では、数学的リテラシーに関しては成績上位層の割合が減少し平均得点が低下していること、科学的リテラシーに関しては科学への興味・関心や楽しさを感じる生徒の割合が全般的に低いことが明らかになっており⁸、理数教育の充実が求められる根拠のひとつとなった。

この他にも2003年に実施されたTIMSS調査からは、小・中学生は諸外国の子どもと比べ、テレビを見る時間が長く、宿題や家の手伝いをする時間が短い⁹など生活習慣に関わる課題も明らかになっている。

なお、これらの調査結果のうち、特に読解力の成績が調査参加国の中位グループに位置するなど低下傾向にあることが文部科学省のトラウマになっていると思われる。なぜなら、読解力の問題は現行学習指導要領ではごくもろとした「生きる力」の考え方と同様な趣旨で作成されていたからである。この結果を受けて文部科学省は急遽県の指導担当課の代表を東京に集め、その対応の必要性を伝えたことから衝撃の大きさが分かる。

以上の各種調査結果等に基づいて、わが国の児童生徒には次のような課題があると整理されている¹⁰。

- ① 思考力・判断力・表現力を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する問題に課題
- ② 読解力で成績分布の分散が拡大しており、その背景には家庭での学習時間などの学習意欲、学習習慣・生活に課題
- ③ 自分への自信の欠如や自らの将来への不安、体力の低下といった課題

4 | 学校教育に関する法の新たな規定

ここでは、今次学習指導要領改訂の流れを簡単にしながら、改正教育基本法等は学校教育に関して新たにどのような規定を行ったかを見てゆこう。

(1) 今次学習指導要領改訂の流れ

平成17年2月に文部科学大臣が中央教育審議会に対して国の教育課程の基準の見直しについて検討を要請する前後から、平成20年3月に幼稚園要領および小・中学校学習指導要領が告示されるまでの間の改訂作業の流れはおおよそ次のようになっている。

- H15 教育課程実施状況調査・PISA調査(2003年)
- H17.2 中央教育審議会に国の教育課程の基準全体の見直しについて諮問
- H17.4 中央教育審議会の審議開始

- H18 PISA調査(2006年)
- H18.12 教育基本法の改正
- H19.4 全国学力・学習状況調査実施
- H19.6 学校教育法一部改正
- H20.1 中央教育審議会答申
- H20.3 学校教育法施行規則改正
- H20.3 幼稚園教育要領および小・中学校学習指導要領告示

改訂作業の流れを見ると、文部科学大臣が中央教育審議会に対して国の教育課程の基準全体の見直しについて検討要請を行った頃、経済協力開発機構(OECD)のPISA調査など各種の調査結果から、「読解力」の問題や記述式の問題に課題があることや学習習慣や生活習慣に関する課題などさまざまな課題が明らかになった。そこで、こうした課題も含めながら21世紀を生きる児童生徒の教育をどうするかについて平成17年4月から中央教育審議会が審議を開始した。その過程の中でわが国の教育の根幹を定める教育基本法が約60年振りに改正され、それにともない学校教育法等関連法の改正が行われた。これ以前に行われた6回の改訂作業では、教育基本法は不変であったため、基本的には教育基本法の精神を踏まえながら、社会状況を反映した教育課題やさまざまな社会的要請を受けて中央教育審議会でも慎重に審議を行い教育課程の改善方針を示した後、学習指導要領の改訂を行っていた。しかし、今回は改訂作業の過程で教育基本法の改正があったため、①教育基本法→②学校教育法→③学校教育法施行規則→④学習指導要領という順序での検討が加わった。この点が今次改訂の大きな特色となっている。

(2) 改正教育基本法で注目したい点

それでは教育基本法の改正内容について、学習指導要領改訂に大きく関わる点に絞りながら、その注目ポイントを見ていくことにしたい。

改正教育基本法では第一章の「教育の目的及び理念」に注目したい。ここには教育の目的と目標を規定している。まず、教育の目的は「人格の完成を目指し、平和で

民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質」を備えた国民の育成を行うこととしている。次にこの目的を実現するため、新たに「教育の目標」として5項目を定めている。そこには教育のキーワードとなるものが数多く並んでいる。たとえば、「幅広い知識と教養」「豊かな情操と道徳心」「健やかな身体」「能力の伸長」「自律の精神」「職業との関連を重視」「男女の平等」「公共の精神」「生命や自然の尊重」「環境の保全」「伝統と文化の尊重」「わが国と郷土を愛し、他国を尊重」(分かりやすくするため一部原文を変えて示している)などである。いずれも重要なものであるが、紙幅の関係もあり、ここではいろいろと話題となった「公共の精神」や「伝統と文化の尊重」「わが国と郷土を愛し、他国を尊重」の具体的な内容について考察してみよう。

「公共の精神」については、次のように解することができる。すなわち、我々の社会は個人によって形成されるが、社会の中で一人ひとりの個人が尊重されるためには法やルール、規範の意味や役割を理解し、自由で公正な社会の形成に主体的に参画する公共の精神が必要となる、と考えることができる。また、「伝統と文化の尊重」「わが国と郷土を愛し、他国を尊重」については、次のように解することができる。すなわち、今日グローバル化が進展する中で、異なる伝統や文化をもつ人々とともに生きていくことが必要となる。そこで、自らの伝統や文化について理解を深め尊重する態度を身に付けるとともに、他国にも同じように自らの伝統や文化に誇りをもつ人々がいることを学び、互いを尊重する態度を養う。このような理解と態度を身に付けることによってはじめて共生が可能となる、と考えることができる。

続いての注目ポイントは新設された第五条二項である。ここでは「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家および社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われる」という義務教育の目的を示している。これはこれまで小学校と中学校を別々に考えがちであった義務教育を一体

のものとして捉える視点を示したものと考えられる。

(3) 学校教育法で注目したい点

学校教育法では、教育基本法の改正を受けて新たに義務教育の目標を第二十一条に規定したことに注目したい。同条では、まず一項で「学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」と定め、さらに、二項から十項までに「環境の保全」「伝統と文化」「衣、食、住、情報、産業」「生活に必要な国語」「数量的な関係」「体力」「音楽、美術、文芸その他の芸術」「職業」などの内容を示した。いわゆる義務教育の目標の具体的な中身を示しており、小・中学校全体で実現することを求めているのである。

続いて、学校教育基本法第三十条二項に学力に関する内容を定めていることに注目したい。ここでは、「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない」と定めている。中央教育審議会ではこの内容を取り上げ答申においては、以下の3点に要約して、学力の重要な要素を明確に示したものであると評価している。

- ① 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ② 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等
- ③ 学習意欲

以上の義務教育の目的と目標、学力の要素など、改正教育基本法や学校教育基本法等を踏まえた上で学習指導要領の改訂を行っているのである。

5 | 教育課程改善の方針

中央教育審議会では、教育基本法等の改正を踏まえつつ、近年の教育課題や社会状況の変化に対応した新教育課程の在り方を慎重に検討し、平成20年1月に「幼稚園、

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」答申（以下、「答申」と略記する）を行った。そして、教育課程の改善にあたって、次の7点を基本的な考え方として示した。これが学習指導要領を形づくるグランドデザインとなったのである。

- ① 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
 - ② 「生きる力」という理念の共有
 - ③ 基礎的・基本的な知識・技能の習得
 - ④ 思考力・判断力・表現力等の育成
 - ⑤ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
 - ⑥ 学習意欲の向上や学習習慣の確立
 - ⑦ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実
- 以下、この7点に関して概要を述べていきたい。

（1）改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂

これは、前述したように、わが国の教育の根幹を定めた教育基本法が改正されたことを踏まえ、新たな規定に基づいて学校教育を展開すべきことを示しているのである。たとえば、改正教育基本法の第二条に規定された教育の目標や、第五条の義務教育の規定、また第十五条の宗教教育の規定などに基づいた教育内容の改善を求めているのである。

（2）「生きる力」という理念の共有

「答申」は、我々の社会は「どんな組織でも構成するメンバーで理念や目標が共有されていなければ、それを実現・達成することはできない」と述べている。これは組織運営の大前提であるが、現行学習指導要領下ではこの前提が十分満たされていなかったというのである。すなわち、教育理念としてあげた『「生きる力」がなぜ必要か、『生きる力』とは何か、ということについて、文部科学省と学校関係者や保護者、社会との間に十分な共通理解がなされなかった」と述べるのである。

ところで、先にも述べたように、「生きる力」は知識基盤社会化やグローバル化が進展する今日においてますます重要になってくると考え、今次改訂学習指導要領でも現行と同様に教育理念として堅持することになった。そこで、この理念をいかに共有することができるかが課題

となる。そのため「答申」では「生きる力」を具体化した次の3点（ここでは概要を示している）を重視すべきとしている。

- ① 将来の職業や生活を見通して、社会において自立的に生きるために必要とされる力が「生きる力」である。
- ② 自立的に生きるうえで必要な能力である思考力・判断力・表現力等をはぐくむために、各教科において、知識・技能を活用する学習活動を行う必要がある。
- ③ コミュニケーションや感性・情緒、知的活動の基盤である言語の能力の重視や体験活動の充実を図り、子どもたちに、他者、社会、自然・環境とのかかわりの中で、これらとともに生きる自分への自信を持たせる必要がある。

（3）基礎的・基本的な知識・技能の習得

基礎的・基本的な知識・技能を習得させることに誰も反対する者はいないだろう。本来学校教育で確実に行われていなければならないことである。そのためいつの時代にも重視されてきた。ただ、これまで独立して取り上げられてきた傾向がある。今回の「答申」で目を引くのは、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、その活用を通して思考力・判断力・表現力等をはぐくむという文脈で、基礎的・基本的な知識・技能の習得について述べていることだ。そのうえで、「答申」では知識・技能の習得を図る具体的な方策として、次の2点に留意するよう要請している。

- ① 発達や学年の段階に応じた指導の重視。
- ② 義務教育段階において、基礎的・基本的な知識・技能の一層の習得を促す一つの方策として、「重点指導事項例」の提示

ここで示された「発達や学年の段階に応じた指導」は学習指導の基本中の基本である。しかし、実践となるとなかなか困難である。そこで、「答申」では教育課程全体を見通して指導を考えるという視点から、たとえば、小学校低・中学年では、「体験的な理解や具体物を活用した思考や理解、反復学習などの繰り返し学習」の工夫が必

要であり、また、中・高学年にかけて以降は、「体験と理論の往復による概念や方法の獲得や討論・観察・実験による思考や理解を重視する」などの工夫が必要であると述べ、改善の方向性を示している。児童生徒の発達段階と、体験と理論との関係について言及している点は注目すべきである。続いてあげられている「重点指導事項例」は、児童生徒に確実に身に付けさせるものを明確化させるねらいがあると思われる。この内容については、「答申」では、「社会において自立的に生きる基盤として実生活において不可欠であり常に活用できる」ものと、「義務教育およびそれ以降のさまざまな専門分野の学習を深め、高度化していく上で共通の基盤として習得しておくことが望ましい」ものであるとしている。

（４）思考力・判断力・表現力等の育成

思考力・判断力・表現力については、平成元年の学習指導要領改訂より「新しい学力観」の中心として重視されてきた。しかし、各種調査結果からは十分に身に付いていないことが明らかになっている。こうした現状を踏まえ、「答申」では、思考力・判断力・表現力等を育てる新たな戦略を示している。それは、各教科で知識・技能を活用する学習活動を充実させるというものである。具体的には、各教科で観察・実験やレポートの作成、論述などの学習活動を充実させることや、総合的な学習の時間における教科等を横断した課題解決的な学習や探究的な活動を充実させるということになる。なお「答申」では、知識・技能を活用する学習活動には各教科の基本的な概念の理解が重要な意味を持つとし、概念を教育内容として各教科で適切に位置付け指導することを求めている。この視点は斬新である。

また、思考力・判断力・表現力等の基盤となるのは言語であることから、言語能力の育成のために、「答申」では、「小・中・高等学校を通じ、国語科のみならず各教科等において、記録、要約、説明、論述といった言語活動を発達の段階に応じて行うことが重要である」と述べている。

（５）確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保

ここ数次の改訂では、教科の授業時数は減少傾向が続いていた。ところが、「答申」では今次学習指導要領改訂にあたって、一転して授業時数増加の方針を打ち出している。その理由として次のことが考えられる。すなわち、現行学習指導要領の理念である「生きる力」という考え方は正しかったが成果があがっていなかった。それは、各教科で習得した基礎的・基本的な知識・技能と総合的な学習の時間で行う「探究」活動との関連が十分でなかったからだ。この関連がうまくつながると知識や技能を学習や生活に生かすことができたはずである。そこで、今次改訂では、知識・技能の「習得」だけでなく、それを「活用」できるように教科の授業時数を増加させる。そうすることによって総合的な学習の時間で行う教科横断的な「探究」活動を充実させることができるというものである。ここでの注目点は、知識・技能の「習得」と「探究」活動との関連を図るために知識・技能の「活用」を確実にしようという点である。

以上の考え方にしたがって、「答申」では各教科の授業時数の増加を具体的に提言している。たとえば、小学校では6年間で総授業時数を278時間増加（教科だけでは概ね350時間）させる。特に低学年（第1・2学年）を他の学年よりも厚くし、それぞれ70時間程度増加させる方針を示した。教科では国語と算数を中心に授業時数を増加させる方針を取ったことが特長になっている。さらに、中学年から高学年にかけては授業時数の増加は算数が中心となっている。このような小学校の授業時数の増加を行う理由のひとつとして、「答申」では「子どもたちがつまずきやすい内容について確実な習得を図る」ことをあげており、学校段階の状況に応じた授業時数の増加を行うべきだという意図が汲み取れる。

次に、中学校の場合は各学年の年間総授業時数を35時間ずつ増加させ、さらに選択教科の位置付けを変え標準授業時数の枠外におくとともに、総合的な学習の時間の授業時数を縮減させる方針を示している。そのうえで、国語、社会、数学、理科、外国語、保健体育の授業時数

を3学年あわせて合計400時間余り増加させることを提言している。

(6) 学習意欲の向上や学習習慣の確立

PISA調査をはじめさまざまな調査結果からわが国の児童生徒が学習意欲やねばり強く課題に取り組む態度に課題があること、また、学習時間が少ないなど、学習習慣に関する課題が明らかになったことを踏まえ、「答申」では、これらの改善を図るため4つの観点を示している。その概要は次のようなものである。

第一に「家庭学習を含めた学習習慣の確立にあたっては、特に小学校の低・中学年の時期が重要である」こと、第二に「子どもたちがつまずきやすい内容をはじめ基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る必要がある」こと、第三に「子どもたちが自らの将来について夢やあこがれをもったり、学ぶ意義を認識したりすることが必要である」こと、第四に「設置者等において、学習意欲や学習習慣に大きな課題を抱えている学校を把握し、これらの学校に対する支援に努める必要がある」ことである。

中央教育審議会の議論の中では、学習意欲は教育の根本的な問題であり、これが諸外国と比較して低いことが最も危惧すべきことだという議論がなされている。そのため、先に示した4点に集約されるように、重点的に対応すべき学年や指導方法、さらにその成果を評価して改善を図る支援体制を構築すべきだと述べているのである。

(7) 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

子どもたちの豊かな心や健やかな体の育成については、「答申」では「家庭や地域の教育力の低下を踏まえた対応が十分ではなかった」点を指摘し、この改善を図るため3つの観点を示した。その概要は次のようになる。

第一に「他者、社会、自然・環境とのかかわりの中で、これらとともに生きる自分への自信をもたせる」こと、第二に「道徳教育の充実・改善」、第三に「体力の向上など健やかな心身の育成についての指導の充実」である。

第一の観点については、自分に自信がもてず、人間関係に不安を感じているという子どもの実態を踏まえ、コ

ミュニケーション能力を重視し言語の能力を養うことを提言している。これは「自分や他者の感情や思いを表現したり、受け止めたりする語彙や表現力が乏しいことが、他者とのコミュニケーションがとれなかったり、他者との関係において容易にいわゆるキレてしまう一因になっており、これらについての指導の充実が必要である」¹¹との考え方による。さらに異年齢との交流や、自然の中での集団宿泊活動や職場体験活動などさまざまな体験活動などを充実させることを提言している。第二の観点については、基本的な生活習慣の確立や、子どもの発達段階に応じた指導によって規範意識を身に付けさせることなどを提言している。そして第三の観点については、スポーツに親しむ習慣や意欲、心身の成長発達についての正しい知識の習得、食育の充実などを提言している。

6 | 新学習指導要領の内容

「答申」に基づいて平成20年3月に学習指導要領が改訂され、新学習指導要領が告示された。ここでは、新学習指導要領の内容のうち改訂の主要ポイントであり、かつ各教科等にその取組を要請している「言語活動の充実」「伝統や文化に関する教育の充実」「道徳教育の充実」を中心に取り上げることにした。

(1) 言語活動の充実

言語活動の充実は今回の改訂の要であると言われており、新学習指導要領を特色付けるものとなっている。なお、ここで言う言語活動は、「答申」で示しているように具体的には「記録、要約、説明、論述」といった活動である。これらはこれまでも各教科等の学習活動として行われてきたものであるが、新学習指導要領では前項の「4 教育課程改善の方針」で述べたように言語には2つの役割があることに着目して充実させようとしているのである。すなわち、思考力・判断力・表現力等の「知的活動（論理や思考）の基盤」と、他者との関係づくりや集団で何かを行うときに必要な「コミュニケーションや感性・情緒の基盤」である。

新学習指導要領では、たとえば、中学校では次のもの

が教科における「知的活動（論理や思考）の基盤」にかかわる言語活動であると考えられている¹²。国語科では、調べて分かったことや考えたことなどに基づいて説明や発表したり、それらを聞いて意見を述べたりすること。社会科では、公的分野の分野全体を通して、習得した知識を活用して、社会的事象について考えたことを説明させたり、自分の意見をまとめさせたりすることにより、思考力、判断力、表現力等を養うこと。数学科では、数学的な表現を用いて、根拠を明らかにして筋道立てて説明し伝え合う活動をする。たとえば、数学の学習指導要領には「比例、反比例を用いて具体的な事象をとらえ説明すること」と示している。また、理科では、物理的な事物・現象についての観察、実験を行い、結果を分析して解釈し表現する能力を育てることなどである。

続いて、次のものが「コミュニケーションや感性・情緒の基盤」にかかわる言語活動であると考えられている¹³。音楽科では、生徒が自己のイメージや思いを伝え合ったり、他者の意図に共感したりできるようにするなどコミュニケーションを図ること。道徳では、自分の考えを基に、書いたり討論したりするなどの表現する機会を充実し、自分とは異なる考えに接する中で、自分の考えを深め、自らの成長を実感できるようにすること。総合的な学習の時間では、問題の解決や探究活動の過程において、他者と共同して問題を解決しようとするなどである。

（2）伝統や文化に関する教育の充実

言うまでもないが、近代国民国家の国民は歴史、言語、生活様式などいわゆる伝統や文化を共有しアイデンティティを養い、過去から現在そして未来へと共同体としての国家の連続的發展を目指してきた。現代はグローバル化の進展により異なるアイデンティティを持つ人々が国境を越えて往来することが多くさまざまな問題や紛争が生じており、共生をいかに実現するかが課題となっている。このような時代背景の中で、新学習指導要領では各教科でそれぞれの特質を生かして「伝統や文化」を学習内容として取り入れている。ここではその概要を整理してみよう¹⁴。

国語科では、新設された〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕の中の「ア 伝統的な言語文化に関する事項」がある。具体的な内容として、たとえば、小学校では低学年で昔話や神話・伝承などの本や文章が、高学年で古文や漢文、近代以降の文語調の文章が、中学校では古文や漢文などが取り上げられている。社会科では、現実の社会に存在する伝統や文化遺産を対象化しそれを学習内容としていることもあり、他教科よりも取扱う内容が多岐にわたっている。たとえば、小学校では中学年で古くから残る暮らしにかかわる道具や文化財や年中行事が、高学年では歌舞伎、浮世絵、国学、蘭学、町人の文化などが取り上げられている。中学校では現行学習指導要領と同様に仏教、かな文字、禅宗などが取り上げられているが、新学習指導要領ではこれらの理解を踏まえて、新たに第3学年で文化の社会生活における意義や影響について学習するようになっている。音楽科では、小学校低学年でわが国および諸外国のわらべうたや遊びうたが、高学年で和楽器の音楽を含めたわが国の音楽や諸外国の音楽など文化とのかかわりを感じ取りやすい音楽が、中学校では民謡、長唄などのわが国の伝統的な歌唱やアジア地域の諸民族の音楽などが取り上げられている。中学校美術科では、身近な地域や日本および諸外国の美術の文化遺産を取り上げ相違点や共通性に気付かせようとしている。小学校家庭科では、米飯やみそ汁を取り上げ、それが伝統的な日常食であることに触れるようになっている。中学校の技術・家庭科では、地域の伝統的な行事食や郷土料理を扱うことも可能としている。保健体育科では、小学校低学年で伝承遊びを扱うことも可能とし、また中学校では武道として柔道、剣道、相撲のうちからひとつ選択して履修するようになっており、ここで伝統的な行動様式や考え方を学習するようになっている。中学校の外国語では、言語や文化に対する理解が教科目標のひとつとなっており、世界の人々および日本人の日常生活、風俗習慣、物語、地理、歴史、伝統文化などを取り上げ外国やわが国の生活や文化について学習するようになっている。道徳の時間では、小学校低学年

で郷土の文化や生活が、中学年および高学年でわが国の伝統と文化や外国の人々や文化が、中学校でも伝統と文化を取り上げるようになっていく。総合的な学習の時間では、学校の実態に応じて、たとえば、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題を例示している。最後に特別活動では、文化や芸術を取り上げてそれに親しむ活動を行うことになっている。

これらの内容を取上げて分類するならば、次の4点に整理することができる。

- ① 伝統や文化の継承と創造のための基礎能力を養うもの
- ② 伝統や文化の内容そのものを理解し、愛着を持つなど態度を養うもの
- ③ 伝統や文化を対象化し、社会的な意味を理解するもの
- ④ 異なる伝統や文化を理解し互いに尊重する態度を養うもの

これを教科等に対応させると、たとえば、国語は①や②を主にやっていると考えられるし、社会などは②、③や④を主にやっていると考えられる。こうした役割を担いながら、各教科等で「伝統や文化」を扱うことになる。

(3) 道徳教育の充実

道徳教育については改訂の歴史で見えてきたように常にその充実が求められてきた。裏を返せば、それほど実現が困難な課題であるとも言える。現実に社会全体で規範意識が薄れてきたことに対する危惧の念を述べる人が多いことからそれは頷ける。

このような状況の中で、「答申」では社会生活を送る際に必要となる規範意識を発達段階に応じた指導や体験を通して身に付けさせることを求め、各学校で道徳教育を充実させることが重要であると指摘している。そこで、新学習指導要領では、「道徳教育」の充実のため「総則」だけでなく、各教科等の「指導計画の作成と内容の取扱い」で指導について記述している。たとえば、小学校国語科では、「第1章総則の第1の2および第3章道徳の第1

に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、国語科の特質に応じて適切な指導をすること」としている。「国語科」という教科名の箇所が異なるだけで、これと同様な文章が小・中学校の他の教科等にも入っている。

ちなみに「第1章総則の第1の2」に示す道徳教育の目標とは、「教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養う」ことである。そして、「第3章道徳の第1」に示す道徳教育の目標とは、先の総則に示す道徳教育の目標に基づき、「学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践的意欲と態度などの道徳性を養うこと」である。また、「第3章道徳の第2に示す内容」とは、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容であり、小・中学校とも、「1 主として自分自身に関すること」「2 主として他の人とのかかわりに関すること」「3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること」「4 主として集団や社会とのかかわりに関すること」で構成されている。これらは、自分自身の内面から自然や社会という外部世界へと学習内容が広がるようになっている。さらに子どもの発達段階を考慮し、たとえば、「4 主として集団や社会とのかかわりに関すること」については、小学校低学年では、「約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切に使う」→中学年では「約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ」→高学年では「公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす」→中学校では「法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高め

るように努める」となっている。扱う素材が約束から社会のきまり、法、さらに自他の権利・義務の関係、秩序維持機能といったように、児童の生活の中に見られる具体的なもの（約束）から抽象的な概念（秩序維持機能）へと配列されていることが分かる。

7 | 新学習指導要領の批判的検討

新学習指導要領の批判的な検討については、ここでは先にあげた「言語活動」「伝統や文化」「道徳教育」の3点に絞って行うことにする。

(1) 言語活動

言語活動は先述したように新学習指導要領の要として登場した。そして、言語には「知的活動（論理や試行）の基盤」と、「コミュニケーションや感性・情緒の基盤」の2つの役割があると考えられた。このうち「知的活動（論理や試行）の基盤」に関してひとつの危惧がある。それは、「言語活動」が知識、概念を活用するという理念のもとで行われていることを忘れて本来の役割を果たさなくなるという点である。すなわち、ただ説明、論述といった活動面だけに目を向け、知識、概念を活用するという視点を欠落させるならば、悪しき「活動主義」に陥るという意味である。説明、論述は3歳の子どもでも中学生でも、もちろん大人でも行っているが、その質が大きく違うのだ。なぜなら、説明や論述で活用される知識、概念の質が子どもと大人では違うからである。つまり、言語活動の質は活用される知識、概念の質に依存するのである。これは心理学の成果によって裏付けることができる。心理学には領域固有性¹⁵という考え方がある。これは、人間が操作方法を同じように知っていても、問題解決や理解に個人差が生まれるのは内容領域における固有の知識が異なるからだというものである。

そこで、言語活動の充実にあたっては、習得すべき具体的な知識や概念を明確にし、それをどのように活用して考察、判断し、表現させるかを検討しておくことが必要となる。こうした準備なしに言語活動を行わせるならば、期待する成果を上げることができないだろう。

(2) 伝統や文化

新学習指導要領では「伝統や文化に関する教育」を充実させるため、先に述べたように国語科で「言語文化」、社会科で「文化遺産」「生活様式」、音楽科で「音楽文化」、美術科で「美術文化」、技術・家庭科で「食文化」、保健体育科で「武道」外国語科で「国際理解」「言語や文化」などを取り上げることになっている。また総合的な学習の時間で「国際理解」などが、特別活動で「文化的な体験」が考えられている。

「答申」によれば、こうした教育を充実させる理由として、まず「国際社会で活躍する日本人の育成を図るうえで、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、そのよさを継承・発展させるための教育を充実させる」¹⁶ことが必要だと述べる。この点については「共同体主義」の思想を手がかりに考えるとよく分かる。たとえば、共同体主義では想定している人間像がある。それは、「特定の共同体的社会の中に『埋め込まれた自我』(embedded self)」¹⁷というものである。つまり、共同体を構成する個々人は、共同体自身の「目的や願望や価値をみずからのものとして承認し、そのような紐帯によって具体的に自我を形成し、人格としてのアイデンティティを確立する」¹⁸と考えるのである。このような考え方に基づいて解釈すると、「伝統や文化に関する教育の充実」とは、共同体に「埋め込まれた自我」として自覚し、共同体に対する愛着とその成員としてのアイデンティティを養うことにより、過去から現在、そして未来へと連続する共同体の形成者を育てようとしているといえるだろう。その意味では各教科で扱われる内容は十分にその役割を果たすことができる。

しかし、「答申」では「伝統や文化に関する教育」を充実させるもうひとつの理由として、「世界に貢献するものとして自らの国や郷土の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けてこそ、グローバル化社会の中で、自分とは異なる文化や歴史に敬意を払い、これらに立脚する人々と共存することができる」¹⁹ということもあげている。ところが、この点については各教科等で

全て扱っているわけではない。つまり、わが国の伝統や文化だけを扱う教科と、それに加えて異なる伝統や文化も扱いそれぞれを尊重する態度を養うことまでも射程に入れている教科とがあるのだ。グローバル化の時代に異なる伝統や文化との共生を図るためには、自国と他国の伝統や文化について全教科を通じてバランスよく学べる必要がある。

(3) 道徳教育

中学校は小学校の学級担任制と異なり教科担任制を取っている。そのため各教師は自分の専門教科の目標実現に全精力を傾けがちになる。こうした現状に対して、新学習指導要領では各教科等の「指導計画の作成と内容の取扱い」に道徳教育の指導が書き込まれており、文部科学省の熱意と意気込みを感じる。しかし、規範意識としてきまりや法を遵守する点については、もう少し法の本質について言及する必要があるのではないかという感想を持つ。

たとえば、法とは何か、なぜ守ることが必要なのかということについて考えてみよう。我々の法のイメージは、社会秩序を維持するための国家の命令、あるいは強制というものではないだろうか。間違いなく法は国家権力を背景に執行されている。しかし、それだけが法の本質ではない。「ルール」というもうひとつの側面²⁰があるのだ。我々は、それぞれ幸福を追求したいと思っているが、幸福の中身は人それぞれである。そのため、しばしば他者との衝突が起こる。そこで、なんとか衝突を回避して互いの幸福をともに成り立たせるために折り合いをつける工夫を行う。それがルールを創り出すことである²¹。つまり、法の本質とは、「共生のための相互尊重のルール」として、国民の権利を守り、また、国民の責務を明確にすることによって、各人の自律的な活動を促進し、その生活をより豊かにするもの²²と考えることができる。そして、それは状況に応じてつくりかえることができるのである。

以上のような法の本質から道徳教育について考えると、法の「ルール」という側面と、状況に応じてつくりかえ

ることができるという2点が不足しているのではないか。これらの内容を主に扱うのは社会科である。社会科がこれを補って行かなければバランスの取れた道徳教育が実現できない、その意味では社会科の役割は大きいと考える。

8 | おわりに

本稿では学習指導要領改訂の歴史から、第二次世界大戦後のわが国の学校教育には経験主義教育と系統主義教育という2つの大きな潮流があり、現在は系統主義教育を基調としながら経験主義教育で中心となっていた問題解決を取り入れたものとなっていることを明らかにした。これは、「生きる力」を理念とした現行学習指導要領で総合的な学習の時間を創設し、基礎・基本の徹底と個性の伸長を調和させる教育課程の仕組みを整えたことで完成したといえる。

しかし、現行学習指導要領下ではその理念を十分には実現できなかった。新学習指導要領では、21世紀社会は知識基盤社会が進みますます「生きる力」が必要となると考えられることからこの理念を再び掲げることにしたが、その際、「知的活動（論理や思考）の基盤」と「コミュニケーションや感性・情緒の基盤」となる言語の役割に着目して、新たに言語活動の充実を提案し「生きる力」をはぐくむことを目指していることを明らかにした。さらに法的要請として「伝統や文化」に関する教育の充実と、これまでも課題であり続けた「道徳教育の充実」が求められていることも新学習指導要領の重要なポイントであることを述べた。そして、これらのねらいをよりよく実現するためには幾つか危惧すべき課題があり、その改善について最後に提案を行った。

新学習指導要領が完全実施されるのは小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度からである。各学校においては、移行期間中に研究を深め、これからの社会を担う若者の成長を図るべく豊かな教育を展開されることを期待したい。

【注】

- ¹ 安彦忠彦編『平成20年版 中学校新教育課程 教科・領域の改訂解説』明治図書 2008年、pp13～23を基にして整理した。
- ² 文部科学省『小学校学習指導要領解説総則編（平成20年8月）』東洋館出版社 平成20年、pp82～91を基に整理した。
- ³ 中央教育審議会『幼稚園、小学校、中学校、高等学校および特別支援学校の学習指導要領の改善について（答申）』（平成20年1月17日）pp8～9に述べられている。
- ⁴ 前掲3のp9の脚注に示されている。
- ⁵ 国立教育政策研究所『EUの普通義務教育におけるキー・コンピテンシー（抄訳）』平成17年（2005）、p7
- ⁶ 前掲3のp12に詳しく述べられている。
- ⁷ 前掲3、p13。
- ⁸ 前掲3のp13に詳しく述べられている。
- ⁹ 前掲3のp14に詳しく述べられている。
- ¹⁰ 前掲2、p1。
- ¹¹ 前掲3、p28。
- ¹² 知的基盤としての言語活動を行う教科の例については、小山正孝氏が大杉昭英編著『中学校 新学習指導要領の展開 総則編』明治図書 2008年、p32の中で整理している。
- ¹³ コミュニケーションや感性・情緒の基盤としての言語活動を行う教科等の例については、小山正孝氏が大杉昭英編著『中学校 新学習指導要領の展開 総則編』明治図書 2008年、p33の中で整理している。
- ¹⁴ 拙稿（大杉昭英）「伝統や文化に関する教育の充実」無藤隆・嶋野道弘編『新しい教育課程と学校づくり5 教育課程で充実すべき重点・改善事項』ぎょうせい 2008年、pp42～65に詳しく述べている。
- ¹⁵ 波多野諠余夫編『認知心理学5 学習と発達』東京大学出版会 1998年、p60・p150参照。人間の問題解決・学習を領域固有の知識に依存した過程ととらえる考え方。
- ¹⁶ 前掲3、p57。
- ¹⁷ 塩野谷祐一『公共哲学叢書 経済と倫理 福祉国家の哲学』東京大学出版会2002年、p107。
- ¹⁸ 前掲17、pp115～116。
- ¹⁹ 前掲3、p57。
- ²⁰ 拙稿（大杉昭英）『法教育実践の指導テキスト』明治図書 2006年、p17。
- ²¹ 橋詰大三郎『人間にとって法とは何か』PHP新書 2004年、pp24～25および関東弁護士会連合会『法教育—21世紀を生きる子どもたちのために—』現代人文社 2002年、p206を参照。
- ²² 法教育研究会『わが国における法教育の普及・発展を目指して—新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために—』法務省大臣官房司法法制部司法法制課 2004年、p12。